

公益財団法人埼玉県スポーツ協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人埼玉県スポーツ協会（以下「本会」という。）といい、外国に対しては、Saitama Sport Association（略称SSA）という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県上尾市東町3丁目1679番地に置く。

(公告及び定款等の閲覧)

第3条 この法人の公告は、電子公告とする。

2 定款及び第8条、第9条及び第10条に掲げる書類は、理事会において別に定める所定の手続き及び業務時間内に、主たる事務所内でいつでも閲覧することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、埼玉県におけるスポーツを振興し、県民の体力の増進とスポーツ精神の高揚を図り、もって県民生活の向上発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 県民の体力増進とスポーツ精神を高揚するための基本計画の策定
- (2) スポーツ指導者の養成及び資質の向上
- (3) スポーツ団体及びスポーツ少年団の育成
- (4) スポーツ施設の管理・運営及び整備促進
- (5) 体育大会、競技会、講習会、スポーツテスト、スポーツ教室等のスポーツ事業の実施及び協力
- (6) 競技力の向上及び選手の派遣
- (7) スポーツ団体との連絡調整
- (8) スポーツに関する研究調査
- (9) スポーツの啓発宣伝
- (10) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第6条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画及び収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を得て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3月以内に会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第(1)号及び第(2)号の書類については、その内容を報告し、第(3)号から第(6)号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額の算定をし、前条第2項第(4)号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第11条 この法人に、評議員13名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員2名、監事1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

- (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の業務を執行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者になったことがある者
 - (3) 第(1)号又は第(2)号に該当する者の配偶者、3親等以内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営については、理事会において別に定める。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を一人又は二人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員（2以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の評議員）につき二人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。
- （任期）
- 第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
- （評議員に対する報酬等）
- 第14条 評議員は、無報酬とする。ただし、職務の遂行に要する費用を弁償する。

第5章 評議員会

(構成及び権限)

第 15 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの付属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

3 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の互選により選任する。

(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種とする。

2 定時評議員会は、年 1 回、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、年 1 回は毎事業年度開始前に開催するほか、必要がある場合はいつでも開催することができる。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 代表理事は、評議員会を招集するときは、各評議員に対し、会議の日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示して、会議の一週間前までに書面で通知しなければならない。

(決議)

第 18 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達

するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 19 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について決議に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を示したときは、その提案を可決する旨の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 20 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び評議員会に出席した理事及び評議員の中から選出された議事録署名人 2 名以上が、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 役員等

(種類及び定数)

第 21 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 27 名以上 30 名以内

(2) 監事 3 名以内、うち 1 名は公認会計士とする。

2 理事のうち 1 名を会長とする。また、会長を除き 5 名以内を副会長、1 名を専務理事とする。

3 前項の会長及び理事会で選定する副会長 1 名を以って、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の代表理事とし、代表理事以外の副会長及び専務理事を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 22 条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議により、理事の中から選任する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(役職の制限)

第 23 条 理事、監事、評議員は、相互にこれを兼ねることができない。

2 理事のうち、同一の親族（3 親等以内の親族及びこの者と特別な関係にある者）、特定の企業及び機関の関係者又は出身者が占める割合は、それぞれ理事現在数の 3 分の 1 以下としなければならない。

3 監事には、この法人の理事及び評議員の親族その他特別の関係にある者並びに職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特別の関係があってはならない。

(役員の設定)

第 24 条 この法人の役員は、その就任時（当該年の 4 月 1 日現在）満 74 歳未満でなければならない。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を

執行する。

- 3 会長が欠けたるとき又は事故があるときは、代表理事たる副会長が、その任に当たる。
- 4 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 理事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。
- 6 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、この法人の業務及び財務に関し、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成すること。
 - (2) この法人の業務及び財産の状況を監査すること。
 - (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要があると認められるときは意見を述べること。
 - (4) その他法令上の権限を行使すること。
- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 - 3 監事は、第1項及び第2項の職務を遂行する際に、著しい疑義が生じた場合、代表理事に対し理事会の招集及び業務の説明を求めることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の決議を行う評議員会において、決議の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 29 条 役員は、無報酬とする。ただし、その職務の遂行に要する費用を弁償することができる。

2 前項の規定にかかわらず、監事及び常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(名誉会長・最高顧問等)

第 30 条 この法人に、法人の円滑な運営及び定款第 4 条の目的を達成するため、名誉会長 1 名、最高顧問 1 名、顧問及び参与若干名を置くことができる。

2 名誉会長、最高顧問、顧問及び参与は、この法人に功労のあった者のうちから、会長が理事会及び加盟団体協議会に諮ってこれを委嘱する。

3 名誉会長は、理事会に出席し意見を述べることができる。

4 最高顧問は、会長の要請に応じ、重要事項について随時意見を述べることができる。

5 顧問は、会長及び理事会の諮問に応じ、参与は、理事会の諮問に応ずる。

6 名誉会長、最高顧問、顧問及び参与の任期は、第 26 条第 1 項を準用する。

7 名誉会長、最高顧問、顧問及び参与は、満 80 歳の当該年度をもって定年とする。

8 名誉会長、最高顧問、顧問及び参与は、無報酬とする。

第 7 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、代表理事たる副会長及び専務理事並びに代表理事以外の副会長の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項について、加盟団体協議会の意見を聞くことができる。

(1) 事業計画及び収支予算に関する事項

(2) 事業報告、収支決算及び財産目録に関する事項

(3) 基本財産の処分に関する事項

(4) 長期借入金に関する事項

(5) 新たな義務の負担及び権利の放棄に関する事項

(6) その他この法人の業務に関する重要事項で代表理事が必要と認める事項

(招集及び議長)

第 33 条 理事会は、会長が招集し議長となる。

2 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の二種とする。

3 定例理事会は、毎年度 4 回開催する。

4 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が、必要と認めたとき
- (2) 理事から会議に付すべき事項を示して理事会の招集の請求があったとき
- (3) 法人法第 101 条第 2 項の規定により、監事から理事会の招集の請求があったとき

5 会長は、第 4 項第(2)号及び第(3)号に該当する場合には、その請求があった日から 2 週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

6 会長は、理事会を招集するときは、各理事及び監事に対し、会議の日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示して、会議の 3 日前までに書面で通知しなければならない。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の理事が出席し、その過半数をもって行う。ただし、議長は、理事として決議に加わることはできない。

2 前項の決議が可否同数のときは、議長の決するところによる。

(決議の省略)

第 35 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したとき（監事が当該提案に異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 36 条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 25 条第 6 項の規定による報告については、適用しない。

(理事会の議事録)

第 37 条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 会議に出席した理事の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び発言者の発言要旨
- (6) 議長の氏名

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 加盟団体

(加盟団体)

第 38 条 この法人は、次に掲げる区分を構成する団体で理事会及び評議員会において総理事及び総評議員の 3 分の 2 以上の同意を得たものを加盟団体とする。

- (1) 埼玉県の区域をその構成範囲とする種目別競技団体
- (2) 埼玉県の市町村の地域を統括代表するスポーツ団体

- (3) 埼玉県为学校体育を統括代表する団体
- (4) 埼玉県の組織団体の体育部門・スポーツ部門
- 2 会長は、加盟団体が前項に規定する資格を失ったときは、理事会及び評議員会の承認を経て、加盟を取消することができる。
- 3 加盟及び脱退の手続き並びに分担金については、理事会において別に定める。
- 4 加盟団体は、別に定める分担金を毎年度納入しなければならない。

(脱退)

第 39 条 この法人を脱退しようとする団体は、第 38 条第 3 項の規定に基づき、申請し、理事会及び評議員会において、総理事及び総評議員の過半数の同意をえなければならない。なお、脱退に伴う分担金は、返還しない。

(除名)

第 40 条 加盟団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数の各々 3 分の 2 以上の議決を経て、会長がこれを除名することができる。

- (1) 分担金を納入しないとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に背く行為があったとき
- (3) 前各号のほか、加盟団体が第 55 条に定める義務に著しく違反したとき

(資格の喪失)

第 41 条 加盟団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 加盟団体が脱退したとき
- (2) 加盟団体が解散したとき
- (3) 加盟団体が除名されたとき
- (4) この法人が解散したとき

(関係団体)

第 42 条 この法人は、加盟団体以外の埼玉県のスポーツ及びレクリエーション等を普及・振興するための組織及び団体と連携・協力し、又は支援することができる。

第 9 章 加盟団体協議会

(加盟団体協議会)

第 43 条 この法人に、全ての加盟団体で構成する加盟団体協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、各加盟団体が選出する 1 名の委員をもって構成する。
- 3 協議会は、会長が年 2 回招集し議長となる。
- 4 会長は、前項のほか、次の各号のいずれかに該当する場合、協議会を開催する。
 - (1) 会長が、必要と認めるとき
 - (2) 協議会委員の 3 分の 1 以上の委員から会議に付すべき事項を示して協議会の招集の請求があったとき。
- 5 会長は、前項第(1)号及び第(2)号に該当する場合には、その請求があった日から 15 日以内に臨時の協議会を招集しなければならない。

6 協議会の運営等に関する事項は、理事会において別に定める。

(権能)

第 44 条 協議会は、第 32 条第 2 項の規定に基づき、第(1)号から第(6)号までの事項に関して意見を述べることができる。

2 協議会は、別に定める加盟団体の区分により、前条の委員の中から理事候補者若干名及び監事候補者 1 名を推薦することができる。

3 前項の規定により推薦された理事候補者及び監事候補者が、理事及び監事に就任したときは、その者が属していた加盟団体は、これに代わる委員を選出する。

第 10 章 委員会

(専門委員会)

第 45 条 この法人に、第 5 条の事業を円滑に遂行するため、専門委員会を置く。

2 専門委員会の名称及び構成等の必要な事項は、理事会において別に定める。

(諮問委員会)

第 46 条 この法人には、理事会の諮問に応じ、意見を具申するため諮問委員会を置くことができる。

2 諮問委員会の名称及び構成等の必要な事項は、理事会において別に定める。

(特別委員会)

第 47 条 この法人には、臨時かつ特別な事業等を行うための特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会の名称及び構成等の必要な事項は、理事会において別に定める。

第 11 章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第 48 条 この法人の事務を処理するため事務局を設け、事務局長その他必要な職員を置く。

2 事務局長及びその他の職員は、代表理事が任免する。

3 事務局長及びその他の職員は、有給とする。

4 事務局長及びその他の職員に関する事項は、理事会において別に定める。

第 12 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 49 条 この定款は、評議員会の決議を経て変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 4 条、第 5 条及び第 12 条についても適用する。

(解散)

第 50 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 51 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅

する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消の日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第52条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事及び評議員のおのおのの在任数の4分の3以上の同意を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は地方公共団体に贈与するものとする。

第13章 埼玉県スポーツ少年団

（埼玉県スポーツ少年団）

第53条 この法人の目的を達成するため、埼玉県内のスポーツ少年団により構成する埼玉県スポーツ少年団（以下、「本団」という。）を置く。

2 本団は、第5条第(3)号に掲げる事業及びこれに関連する事業を、理事会において別に定める本団の規程に基づき実施する。

第14章 埼玉県スポーツ指導者協議会

（埼玉県スポーツ指導者協議会）

第54条 この法人の目的を達成するため、埼玉県内で活動する公益財団法人日本スポーツ協会公認指導者で構成する埼玉県スポーツ指導者協議会（以下、「指導協」という。）を置く。

2 指導協は、第5条に掲げる事業及びこれに関連する事業に協力し、理事会において別に定める指導協の規程に基づき活動する。

第15章 本会及び加盟団体並びにその構成員の義務等

（本会及び加盟団体並びにその構成員の義務）

第55条 本会及び加盟団体並びにそれを構成する個人（選手、監督、指導者、審判、役員、職員、その他関係者等）は、本会定款及び細則等を遵守するとともに、常にスポーツの本義を体しフェアプレーの精神に則り行動する義務を負う。

（懲罰）

第56条 本会は、本会及び加盟団体並びにそれを構成する個人が、前条の義務に違反した場合、若しくは団体又は個人として相応しくない活動又は行為があると認められた場合、理事会が別に定める相当の懲罰を科すことができる。

第16章 細則

（細則）

第57条 この定款に定めるものの他、この法人の運営について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事及び業務執行理事は次に掲げる者とする。
代表理事（会長） 上田清司
代表理事（副会長） 櫻井勝利
業務執行理事（副会長） (1) 森 正博
 (副会長) (2) 関根郁夫
 (副会長) (3) 三戸一嘉
 (副会長) (4) 北 清治
 (専務理事) (5) 三戸一嘉
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする
 (1) 小原敏彦 (2) 武藤幸政 (3) 坂口信豊
 (4) 中島政司 (5) 中田茂男 (6) 牛久保努
 (7) 金子晃之 (8) 遠山正博 (9) 吉田威司
 (10) 齋藤一男 (11) 廣川貞夫 (12) 笠原一也
 (13) 間野義之 (14) 澤田稔行 (15) 真貝真佐子
- 5 この法人の公益法人設立の登記後最初の理事は、次に掲げる者とする。
 (1) 上田清司 (2) 櫻井勝利 (3) 森 正博
 (4) 関根郁夫 (5) 三戸一嘉 (6) 北 清治
 (7) 原島宏之 (8) 鈴木 征 (9) 油井正幸
 (10) 佐藤義則 (11) 松岡良博 (12) 岩崎金治
 (13) 豊田幹雄 (14) 齋藤 博 (15) 田巻隆平
 (16) 茂木敬司 (17) 岡野進一 (18) 山下文孝
 (19) 齋藤明博 (20) 加賀谷貴彦 (21) 藤沼貞夫
 (22) 小林正幸 (23) 藤井範子 (24) 大保木道子
 (25) 羽鳥利明 (26) 有川秀之 (27) 宮内孝知
 (28) 宮下達也
- 6 この法人の公益法人設立の登記後最初の監事は、次に掲げる者とする。
 (1) 高田正徳 (2) 堀口信孝 (3) 関口長吉

別表第1（第六条関係）

基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）

財 産 種 別	場 所 ・ 物 量 等
投資有価証券	定期預金 三井住友信託銀行 10,000,000 円
	定期預金 みずほ銀行 10,000,000 円
	定期預金 三井住友銀行 10,000,000 円
	定期預金 三菱UFJ銀行 10,000,000 円
	定期預金 埼玉縣信用金庫 10,000,000 円
	定期預金 武蔵野銀行 10,000,000 円
	平成27年度第1回彩の国みらい債 10,000,000 円
	平成27年度第2回彩の国みらい債 10,000,000 円
	平成27年度第1回彩の国みらい債 10,000,000 円
	SMBC日興証券 10,000,000 円

別表第2（第六条関係）公益目的事業を行うため不可欠な特定の財産

財 産 種 別	場 所 ・ 物 量 等
なし	なし